

仕 様 書

- 1 案件名 令和5年度三重県立子ども心身発達医療センター医薬品の購入(単価契約)
- 2 調達品目 別表「医薬品一覧」のとおり
- 3 予定数量 別表「医薬品一覧」のとおり
- 4 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 納入場所 三重県津市大里窪田町340番5
三重県立子ども心身発達医療センター 調剤兼事務室(1階)

6 特記事項

安定した納入体制が必要であるため、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 供給者は、発注者が指定する日時に、指定する数量の医薬品を納入できること。
- (2) 供給者は、緊急時の発注にも速やかに納入できること。
- (3) 医薬品の有効期限チェックや特定管理薬品及び保冷薬品の管理体制が整備されていること。
- (4) MEDICODE-Web/ASPを使用した発注に対応していること。
- (5) 緊急時の納入に対応できるように十分な在庫を持つこと。また、在庫の不足による納入の拒否は認めないものとし、発注者の業務に支障をきたさないよう納入の手配を確実に行うこと。
- (6) 別表「医薬品一覧」に記載する医薬品について、当該製薬メーカーが製造・販売するすべての医薬品を納入できること。
(例：A社の医薬品のうち、医薬品Bは納入できるが、医薬品Cは納入できない場合は、A社にかかる仕様の要件を満たしていないこととなります。)
- (7) 単価契約を締結した後に医薬品が製造中止等の理由により供給できない場合は、別途協議のうえ、同等以上と認められる医薬品を供給するものとします。

7 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者は、契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納

期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

- (2) 受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

8 その他

別表「医薬品一覧」に記載する購入予定数量は、過去に購入した実績数等を基に算出した数量です。あくまで参考値であり、実際にその数量分の購入を保証するものではありませんので、十分注意してください。